v　経済センサス活動調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営従業者数

γ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては0.67とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては1.32とし、町村にあつては1.75とする。

M　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅷ

$$M = 106.38 \times \{(x - w) / w\} \times (1 / 9) + \delta$$

$\{(x - w) / w\} \times (1 / 9)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅷの符号

w　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

x　経済センサス基礎調査規則によつて公表された令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

δ　特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市にあつては1.66とし、特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市以外の市にあつては2.38とし、町村にあつては2.70とする。

N　次の算式Ⅸによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、１に満たないときは１とする。）

算式Ⅸ

$$N = 61.73 \times \{(z - y) / y\} \times (1 / 11) + 0.83$$

$\{(z - y) / y\} \times (1 / 11)$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

y　平成22年度から平成24年度までの各年度の一人当たり地方税収（「地方財政状況調査表（市町村・一部事務組合分）」の「歳入内訳」の表側「１．地方税」、表頭「決算額」欄の数を当該年度の３月31日現在（ただし、平成25年度以降においては１月１日現在とする。）における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下この表において同じ。）の合計額を３で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

z　令和３年度から令和５年度までの各年度の一人当たり地方税収